

都教委・市教委は「指導力不足」認定 責任回避をやめろ！！



2017年10月30日 東京地裁第4回口頭弁論

52名もの支援者で、傍聴席を埋めつくす！！

十月三十日(月)、午前十時三〇分東京地裁立川支部第四〇四号法廷において「指導力不足教員」の第四回口頭弁論が行われました。五二名もの支援者に見守られる中、行われました。

今会の口頭弁論では、前回原告が要請した資料と都教委・市教委の反論が提出されました。

原告弁護団の尾林弁護士は、「都教委と市教委は指導力不足教員の認定にあたり、共に責任がないと書面に書いている。共に責任がないということはない。そのことに関して、主な認定理由である怪我に起因する安全についての指導研修は何ら行われていない。市教委・都教委の連絡協議が行われていないのではないか。そうでないとすると少なくとも市教委・都教委が行った連絡協議会の場所と日時を明確にして欲しい」と被告弁護代理人へ要請しました。

次回の期日十二月一八日(月)を確認し、次々回が一月二六日(月)と決まり閉廷しました。

閉廷後、裁判所前の報告集会

では富永弁護士から「都教委・市教委が認定理由としてあげている資料が提出されたが、これまでと同じような中身である。観察授業・分析授業の、逐語記録(反訳)が提出された。音声記録は児童名を伏せる作業が終わらず受け取っていない。これから、こちら側の具体的な資料を提出していく予定である。」など報告がありました。

原告から支援者へ傍聴の感謝と署名干筆分を裁判所に提出したこと、原告を指導力不足教員に申請した前校長が傍聴に来ていたとの報告がありました。

工藤会長から「原告の職場復帰を勝ち取ること。同時に規程があいまいで、校長の考え次第であり、それに対して本人や他からの意見を聞かず、自分たちだけ決めていくことが大きな問題である」ことがあげられました。

支援者からは経過報告や裁判についての資料が傍聴前に欲しいなどの要望がありました。

裁判の経過

二〇一二年に府中市の小学校に異動したAさんは、二〇一四年四月に校長の判断で、「指導力不足教員」として申請されました。復帰が叶わなければ分限免職に追い込まれます。

二〇一七年三月東京地裁立川支部に校長・市教委・都教委・研修センターの対応を提訴しました。

同年四月の第一回口頭弁論で本人が意見陳述を読み上げました。

同年六月の第二回口頭弁論で、原告弁護団が未開示の都教委審査委員の意見書を開示するように要請しました。しかし、都教委は開示が難しいとして、開示していません。

同年九月の第三回口頭弁論で、観察授業の映像記録提出を要請しました。都教委は「提出しない。」と切り捨てました。

**口頭弁論後の報告集會を
裁判所そばの会議室で行い
ます。**

支援者からの報告集會への要望
○声が聞き取りにくい。
○裁判でのやりとりを詳しく知
りたい。

○意見・質問をしたい。
この要望にお応えし、今まで
裁判所の入り口で行っていた報
告集會を次回の口頭弁論（一二
月一八日）では東京三弁護士会
多摩支部の会議室をお借りして
行う予定です。

※尚、地図は下に掲載。



10月30日東京地裁立川支部

**署名千筆を裁判所に提出
現在千三百九十三筆集ま
る！**

「府中小学校教員の『指導力
不足』認定を正す公正な判決を
求める要望書」署名が十月三十
日現在で千三百九十三筆になり
ました。

十月三十日の口頭弁論前に、
裁判所に署名千筆、第一次分の
提出をしました。

皆様の支援が裁判所、都教委
市教委への圧力となります。そ
して、原告への勇気につながり
ます。

私たちの力でこの裁判を勝ち
取るために、これからも署名・
傍聴の参加をよろしく願いま
す。

傍聴席を支援者でいっぱいにしましょう！

第5回口頭弁論

期日 2017年12月18日(月)
11時30分開廷

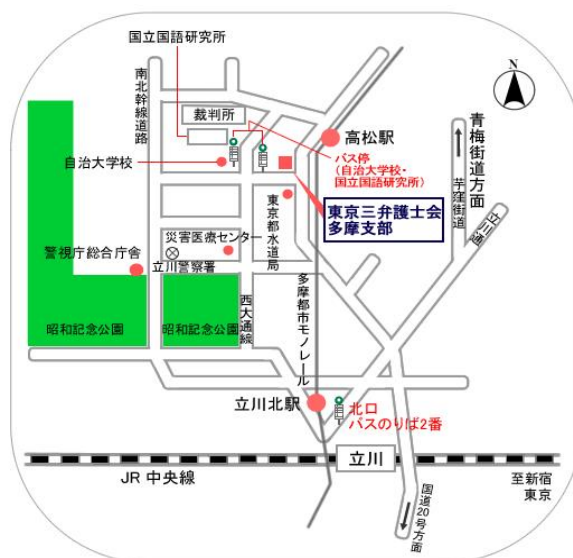
場所 東京地裁立川支部

第404号法廷

報告集會

場所 東京三弁護士会多摩支部

時間 12時開始予定



第6回口頭弁論

期日 2018年1月29日(月) 10時30分開廷

場所 東京地裁立川支部 第404号法廷

事務局〒185-0034 国分寺光町 1-40-12

東京都教職員組合北多摩西教育会館内

『府中市小学校教員の職場復帰を勝ち取る会』

TEL :042-576-1161 Fax:042-576-0529